

学習院大学利益相反マネジメント委員会規程

(平成 21 年 12 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 学習院大学(以下「本学」という。)における利益相反に関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において「利益相反」とは、次の各号に定めるところによる。

- 一 利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念とする
- 二 狭義の利益相反とは、教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう
- 三 責務相反とは、教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう

(任務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃に関すること。
- 二 利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査に関すること。
- 三 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること。
- 四 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること。
- 五 利益相反管理のための調査に関すること。
- 六 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。
- 七 その他利益相反等に関し必要な事項

(構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる各号委員をもって組織する。

- 一 副学長
- 二 専門職大学院研究科長
- 三 学部長
- 四 学長室部長
- 五 大学経理部長

2 委員会が必要と認めるときは、本学の役職員以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者を委員として、委員会の審議に加えることができる。

(任期)

第 5 条 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 委員会に委員長を置き、経営企画担当副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、教学担当副学長がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、経営企画課の協力を得て研究支援センターが担当する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、委員会の発議に基づき、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。